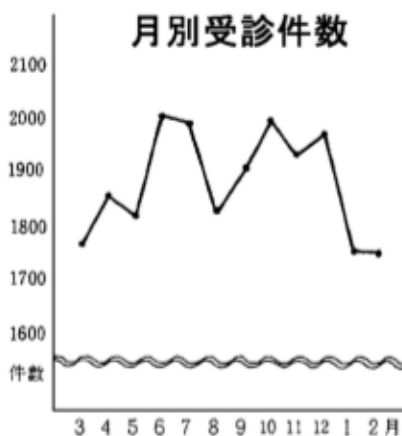
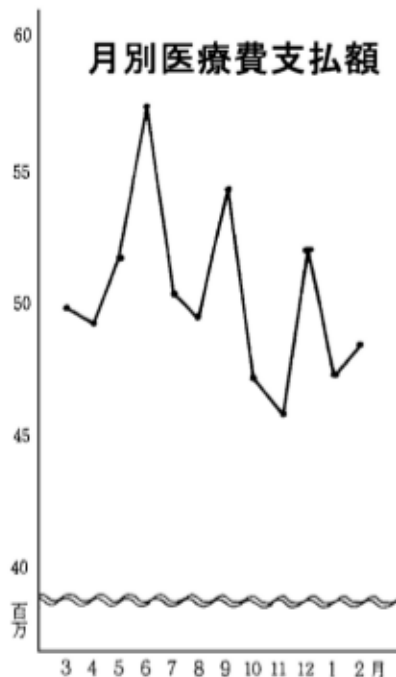


老人保健法施行から一年

昭和五十八年二月に老人保健法が施行され、七十歳（寝たきりの人は六十五歳）以上の人が老人医療の対象となりました。（ただし、国民健康保険や職場の健康保険等に加

入していないと、対象になりません。市内には、約二、二〇〇人の方が対象となっています。去年二月からの一年間の老人医療費の支払状況などは、つぎのとおりです



「自分の健康は、自分で守りましょう」
市では、市民の健康を守るために役立つ健康手帳を四十歳以上の方に交付しています。成人病総合検診・健康相談・健康教育などの時は、いつも手帳を持参し、その結果を記録しておきましょう。

保健環境課老人保健係

健康手帳の活用を

・医療費の一部負担金
・外来の時は四〇〇円。一つの医療機関で一カ月に一度最初の診療の日に窓口で支払います。
・入院の時は、一日三〇〇円を二カ月間支払います。
ただし、社会保険の本人が入院した時は、五十日間となります。
・その他、保険診療のきかない分については、自己負担となります。

一件当り約二万六、〇〇〇円
月平均受診件数一、八八八人
◎こんなときには届出を
・加入している健康保険証が変わった時。
・転出、死亡等喪失の時。
・住所変更、転入その他異動があった時。
◎医療費の一部負担金
・外来の時は四〇〇円。一つの医療機関で一カ月に一度最初の診療の日に窓口で支払います。
・入院の時は、一日三〇〇円を二カ月間支払います。
ただし、社会保険の本人が入院した時は、五十日間となります。
・その他、保険診療のきかない分については、自己負担となります。

昭和58年度分 地区別奨励金交付一覧表

(単位円)

地区別	交付組合数	一般市税分	国保分	年金分	奨励金計
上谷地区	68	3,182,900	1,436,600	954,100	5,573,600
下谷地区	97	4,601,900	2,244,500	1,428,800	8,275,200
三吉地区	29	948,900	554,400	382,700	1,886,000
開地地区	24	747,200	499,600	424,800	1,671,600
東桂地区	59	2,415,100	1,718,400	1,363,200	5,496,700
宝地区	38	1,241,100	875,800	694,500	2,811,400
禾生地区	53	2,799,000	1,572,500	1,068,600	5,440,100
盛里地区	23	625,300	537,500	396,600	1,559,400
職域	7	217,800	7,800	14,400	240,000
合計	398	16,779,200	9,447,100	6,727,700	32,954,000

納税奨励金が交付
昭和五十八年度分の納税組合奨励金がつぎのとおり交付されました。

納税組合長さんのご苦勞と組合員のみなきまのご協力に感謝します。
納税組合に加入していない世帯はできるだけ最寄りの組合に加入して下さい。